

はじめよう！ 「地域学校協働活動」

～「みやぎの協働教育」を目指す
新たな地域と学校の連携・協働に向けて～

平成 29 年 11 月
宮城県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 地域学校協働活動について	2
(1) 地域学校協働活動とは	
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における活動との違い	
(3) 地域学校協働活動の効果	
2 地域学校協働本部について	4
(1) 地域学校協働本部とは	
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における推進組織との違い	
(3) 地域学校協働本部の設置	
(4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携	
3 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて	7
(1) 推進体制の整備に向けた役割	
(2) 地域学校協働本部の立ち上げ	
(3) 地域学校協働本部の核となる構成員について	
4 地域学校協働活動への発展に向けて	15
(1) 目標やビジョンの共有	
(2) 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ	
(3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化	
5 地域学校協働活動の基盤となる活動の充実に向けて	20
(1) 学校支援活動	
(2) 家庭教育支援活動	
(3) 地域活動	
(4) 放課後子ども教室	
6 先進事例から学ぶ	24
先進事例① 豆ボラ神守	
— 愛知県津島市神守中学校地域学校協働本部 —	
先進事例② 学校支援から地域創生へ発展	
— 高知県南国市立稲生小学校地域学校協働本部 —	
7 参考資料	28
(1) ワークショップシート（例）	
(2) 学校の教育計画への位置付け（例）	
(3) 打合せ簿（例）	
(4) 地域学校協働本部設置要綱（例）	
(5) 地域学校協働活動推進員設置要綱（例）	
(6) 危機・安全管理，個人情報管理対策資料	
8 参考情報（関係法規・国及び県の施策等）	34
(1) 社会教育法	
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
(3) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）	
(4) 第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み，復興から未来の創造へ～	
(5) 「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）	
おわりに	39

〈子供の表記について〉

文中においては、「子供」と表記していますが、「放課後子ども教室」（※国においては「放課後子供教室」と表記）や「放課後子ども総合プラン」等の固有名詞については、そのまま「子ども」と表記しています。

はじめに

本県では、平成１７年から、家庭・地域・学校が相互に支え合いながら強い絆で協働し、子供を育てる仕組みづくりを目的とした「みやぎの協働教育」を県の施策として推進してきました。

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、本県に未曾有の被害をもたらしましたが、学校等での避難所運営や被災地における地域住民のネットワーク構築、コミュニティ再生に当たって、本施策の重要性が再認識され、さらに取組の充実を図ってきたところです。

平成２７年１２月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の整備が提言されました。

このことを受け、平成２９年３月に本県が策定した「第２期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～」の基本方向の一つに、「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」を掲げ、「地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子供を育む『地域学校協働活動』の推進と、活動を支える『地域学校協働本部』の組織化」を重点的取組として進めることとしました。

また、施策を具現化する具体的な県事業として、「協働教育推進総合事業」を実施し、各市町村における地域と学校の連携・協働体制の一層の強化と取組の促進を図っているところです。

本冊子は、「みやぎの協働教育」として、各市町村が実施してきた地域と学校が連携・協働した活動及び推進組織を、「地域学校協働活動」及び「地域学校協働本部」へと充実・発展させていくための一助として作成したものです。

この冊子を御活用いただき、それぞれの市町村において、地域の実情に応じ、学校と連携・協働した特色ある活動が一層充実するとともに、安定的・継続的な組織体制の整備が推進されますことを期待しております。

平成２９年１１月

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁

1 地域学校協働活動について

(1) 地域学校協働活動とは

地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動です。

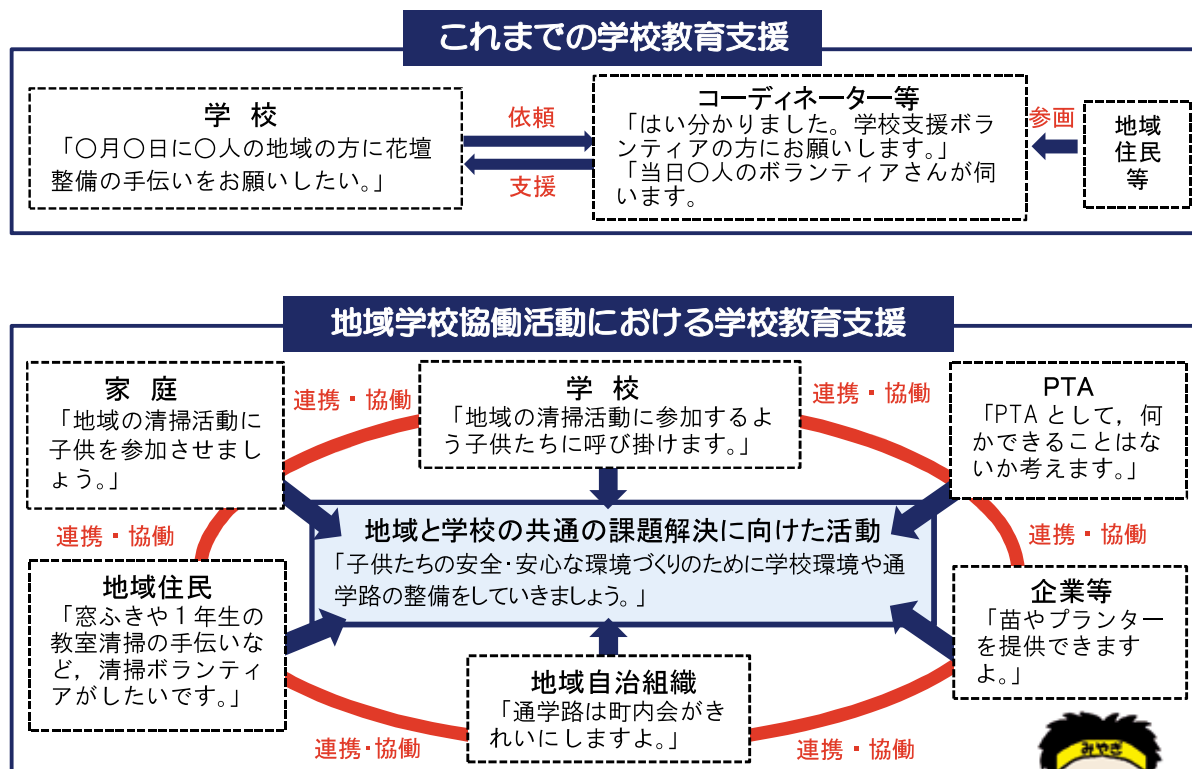
子供、学校、地域それぞれに対する効果として、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着形成、コミュニケーション及び学力の向上、教職員の地域・社会への理解促進、活動を通じた地域の課題解決や活性化などが期待できます。

(2) これまでの「みやぎの協働教育」における活動との違い

地域学校協働活動は、地域が学校・子供たちを「支援」という一方向の関係だけでなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、活動を通して子供たちとともに地域の大人も学び合い、つながりを深めていくことが大切とされています。

地域と学校が連携・協働するためには、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合うことが必要です。その過程で、将来の地域づくりを担う子供たちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と学校で分かち合います。

〈「支援」から「連携・協働」へのイメージ ー学校等の環境美化の例ー〉



なるほど！ 活動を通して様々な地域の方々がつながるんだね。

(3) 地域学校協働活動の効果

① 子供たちにおける効果

- 多様な地域住民等とのふれあいを通じて、子供たちの**学びや体験活動が充実**します。
- 地域に根ざした活動を地域住民の方々の参画を得ながら実施することで、子供たちの**ふるさとに対する理解と愛着、地域の担い手としての自覚**が高まります。
- 地域の課題を多様な方々と共に解決するといった経験を積むことで、子供たちの**コミュニケーション能力、自ら課題を解決しようとする資質や能力**が高まります。
- 活動を通じて、子供たちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、**自己肯定感や他人を思いやる心**など、豊かな心が育まれます。

② 学校における効果

- 活動を通して、地域の中に、学校の教育活動に対する理解者、支援者が増えます。
- 地域資源を生かした効果的な授業づくりが進むとともに、「**社会に開かれた教育課程**」への**具現化(※)**が図られます。
- 各種ボランティアが組織化されることで、教職員の異動にかかわらず、**継続的な学校支援体制**が整います。
- 教職員自身が地域の人々との関わりを通じ、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮につながります。

③ 地域における効果

- 自らの知識や技能、学びの成果が子供たちの教育の場で生かされることで、**地域住民等の生きがいや自己実現の機会**がつけられます。
- 子供たちを含めた地域住民の参画による地域課題の解決につながる活動を通して、**地域づくりの担い手が育成**されるとともに、地域の教育力が向上します。
- 子供たちの学びを核として、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、**地域コミュニティ再生**につながります。

※〈社会に開かれた教育課程〉

開かれた社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

こんなに効果があるのなら、さっそく取りかろう！



必要なことは分かったけれど、何から始めればいいんだろう。

2 地域学校協働本部について

(1) 地域学校協働本部とは

これまでの「みやぎの協働教育」の推進により各市町村において整備されてきた**既存の推進組織を基盤**とする、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等の参画による**緩やかなネットワーク**であり、地域学校協働活動を推進する体制です。

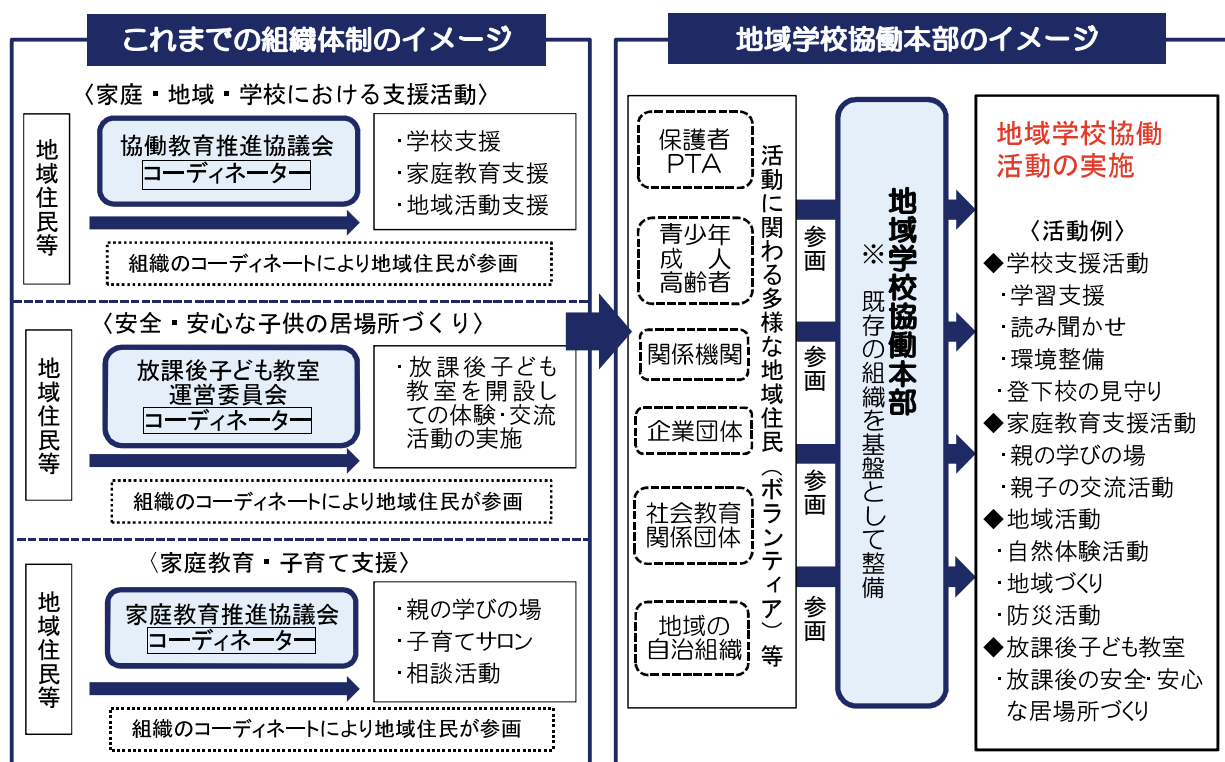
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における推進組織との違い

文部科学省では、地域学校協働本部の整備に当たり、地域による学校の「**支援**」から、地域と学校双方向の「**連携・協働**」を推進し、「**個別**」の活動から「**総合化・ネットワーク化**」へと発展させていくことを前提とし、下記を必須とする3要素として示しています。

- ① **コーディネート機能**
- ② **多様な活動** （幅広い、より多くの地域住民等の参画による多様な活動）
- ③ **継続的な活動** （地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

多くの市町村においては、「みやぎの協働教育」の推進により、コーディネート機能を有する様々な推進組織が設置され、多様で継続的な活動が実施されてきました。つまり、方向性としては、国と県での大きな違いはありません。

ただし、事業毎に推進組織が整備されている現状にあり、今後は、地域と学校の連携・協働を推進する多様な**既存の組織を統合し、コーディネート機能をさらに充実**させることで、地域学校協働本部へと発展させることができます。



(3) 地域学校協働本部の設置

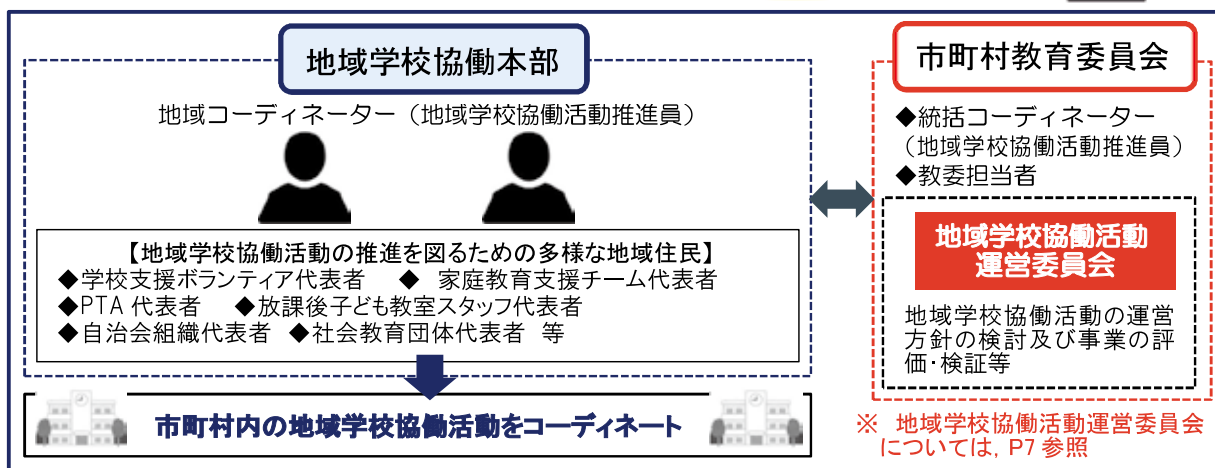
地域学校協働活動の組織化については、市町村教育委員会が学校と協議しながら、既存の組織を基盤とし、市町村の実情に応じて進めます。

本部の設置を、市町村に1つとするか、あるいは中学校区毎、学校毎にするかについては、自治体や学校規模等を考慮しながら、活動しやすい体制を整えます。

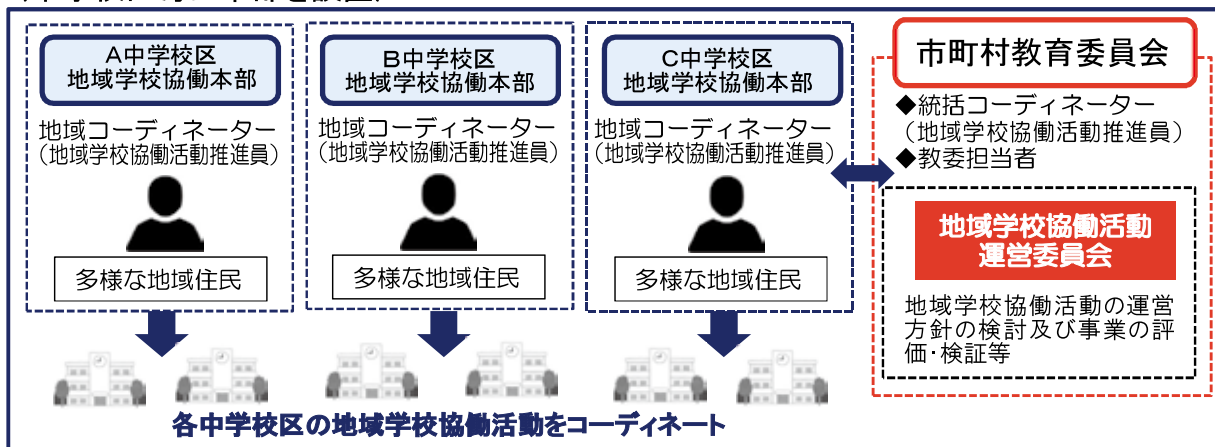


私の町はどの形がいいかしら

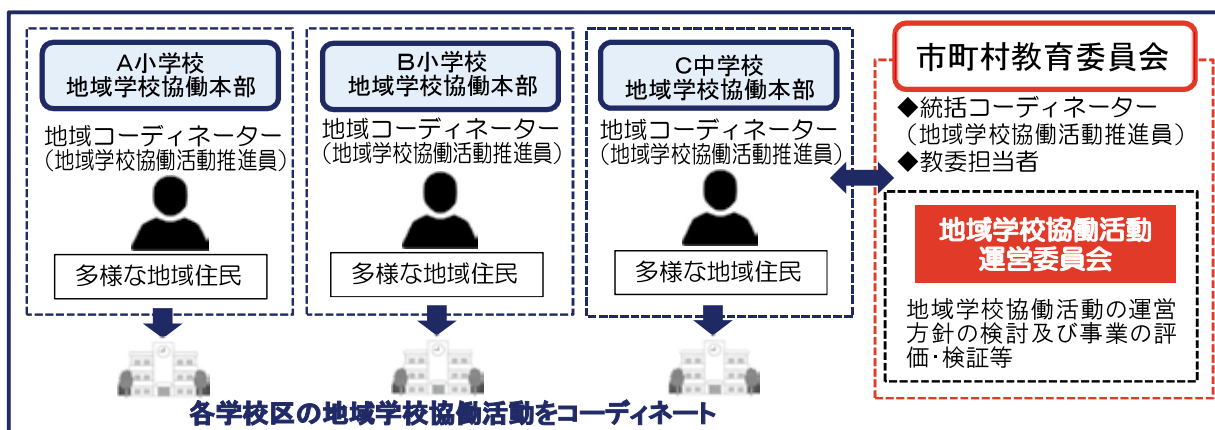
〈自治体に1つの本部を設置〉



〈中学校区毎に本部を設置〉



〈学校毎に本部を設置〉



(4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「**地域とともにある学校づくり**」を進める法律（※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6）に基づいた仕組みです。

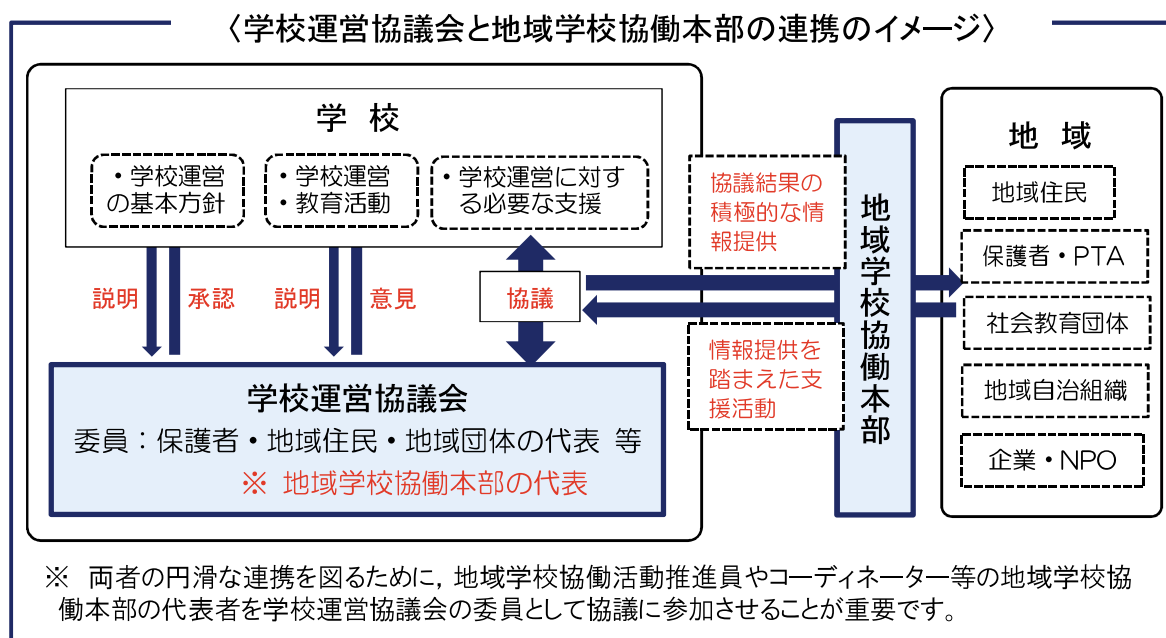
コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、主に次のような役割を担うとされています。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

これらを通じて、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする**保護者や地域住民の当事者意識**が高まり、「地域とともにある学校づくり」を継続的・持続的に推進することができるとされています。

「地域とともにある学校づくり」を効果的に進めるためには、学校に学校運営協議会、地域に地域学校協働本部が設置され、**両輪となって、地域と学校との連携・協働を推進**していくことが必要です。

同協議会における学校の教育ビジョンや子供たちの学習に対する支援、学習環境の整備等の諸課題を学校と地域が共有し、地域学校協働活動につなげることで、「地域とともにある学校づくり」がさらに効果的に進みます。



※ 地教行法第47条の6

※ P35 8 参考情報 (2)

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。(略)

努力義務

3 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて

(1) 推進体制の整備に向けた役割

① 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、市町村全体における地域学校協働活動の推進を図る、**地域学校協働活動運営委員会等の推進組織**（以下「運営委員会」という。）を設置します。

※ 新たな組織を設置するのではなく、「協働教育プラットフォーム事業」において各市町村で設置された「評価・検証委員会」等を発展させることも考えられます。

運営委員会においては、下記に示したような地域学校協働活動の推進に係る内容について検討します。

運営委員会の構成員については、行政関係者（教育委員会、福祉部局やまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、学識経験者等が考えられますが、それぞれの市町村の特色や実情を踏まえて、幅広い地域住民の参画が期待されます。

市町村教育委員会は、検討内容を施策に反映させながら、地域学校協働活動の推進及び地域学校協働本部の組織化を進めます。

〈運営委員会での検討内容(例)〉

- 地域学校協働活動の推進についての市町村教育振興基本計画等への位置付け
- **地域学校協働本部の設置**と活動場所の確保
- **統括コーディネーター、地域コーディネーターの配置**
- **地域学校協働活動推進員の委嘱** ※ P32 7 参考資料 (5)
- **地域学校協働活動事業の評価・検証**
- コーディネーターやボランティア、教職員等の研修機会の確保と内容の充実
- 地域住民や保護者等の参画の促進
- 地域住民及び地域団体、企業、関係機関等のネットワーク化の促進
- 安全・安心な活動のための危機・安全管理、個人情報管理対策 ※ P33 7 参考資料 (6)
- 首長部局(保健福祉課・まちづくり推進課等)と連携・協働した施策の策定・実施
- 地域学校協働活動の普及・振興に向けた取組事例の収集と発信
- 学校や公民館等の社会教育施設における交流の場の設置促進 等



話し合う内容がたくさんあるね。とても全部できそうにないわ。



市町村の実情に応じて、できるところからでいいそうだよ。

② 学校の役割

地域との連携・協働体制の強化を図るために、学校の役割として、次のようなことが必要です。

- 地域との明確な窓口となる「**地域連携担当**」の校務分掌への位置付け
- 地域住民と連携・協働した教育活動の**教育計画**への位置付け
- 地域との連携・協働の必要性と意義について学ぶ研修会の実施
- コーディネーターやボランティア等の地域住民を受け入れる体制づくり
- 余裕教室を活用した、コーディネーターやボランティア等の地域住民の方々と教職員が自由に情報交換できる「**交流の場**」の設置

— こんな声があります —

- ・ 「学校にお願いがひとつだけあります。4月の早いうちに、先生方や子供たちの前で『この人がコーディネーターさんだよ』と紹介していただく場をつくってください。」（コーディネーターさんから）
- ・ 「学校の余裕教室に、コーディネーターの部屋をつくっていただきました。在室中にいろいろ先生方に声を掛けていただき、そこでの情報交換はコーディネートにたいへん役立ちました。」（コーディネーターさんから）
- ・ 「学校に対して支援したいことがたくさんあります。でも学校で当初の計画にないことを実行するのは難しいようです。活動につながりません。」（ボランティアさんから）
- ・ 「学校と連携・協働した活動を実施するために学校に行って相談したいが、学校はなかなか敷居が高くで……。誰に相談していいかも分からないし……。」（公民館職員さんから）

③ 家庭・地域の役割

市町村教育委員会及び学校は、地域学校協働活動の推進に必要な役割として、次のようなことを、家庭や地域に呼び掛けましょう。

〈家庭では〉

- **学校以外の学びの場は、社会との接点をもつ重要な機会**です。お子様を積極的に参加させましょう。
- 御家庭の皆様も地域の活動に積極的に参加し、地域の課題解決に主体的に関わる姿をお子様に見せましょう。
- お子様地域活動に参加した際は、成長を認め、励ましましょう。

〈地域では〉

- 地域が一体となって子供たちの成長を支えるために、できるところから「地域学校協働活動」に参画しましょう。
 - 地域団体等は、「学校との連携・協働」や「地域学校協働活動の推進支援」を団体の活動目標等に取り入れましょう。
 - 地域で行われる様々な地域活動に子供たちを参画させましょう。
- 子供たちは、大人とともに地域をつくる力強いパートナー**です。



行政・学校・地域・家庭が同じ方向で進むことが大切なのですね。

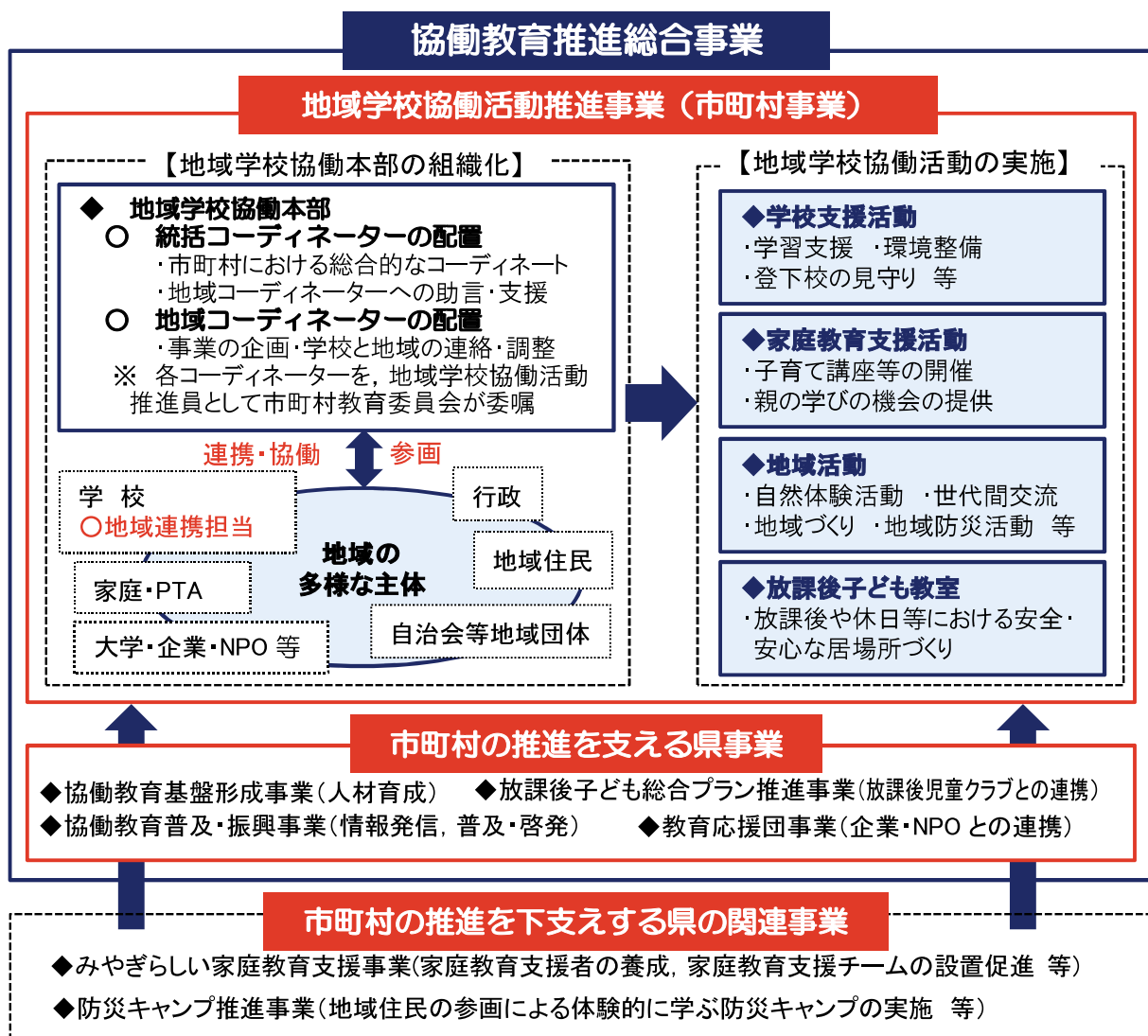
④ 県教育委員会の役割

県は、市町村における地域学校協働活動の推進と地域学校協働本部の組織化を支えるために、次のことに取り組みます。

- 県全体の推進方策、評価・検証等について検討する協議会の設置
- 推進役となる人材の育成・資質向上を図る研修会の実施

- ・地域学校協働活動推進員 ・統括コーディネーター
 - ・地域コーディネーター ・子育てサポーター、サポーターリーダー
 - ・ボランティア ・地域連携担当 ・市町村担当者 等
- 地域や学校等への普及・啓発
- 活動の改善に向けた取組のフォローアップ、先進事例の発信
- 地域学校協働本部の組織化に向けた市町村支援
- 地域学校協働活動推進のための市町村への財政的支援

この取組を進める具体的な県の事業が下記の「協働教育推進総合事業」です。



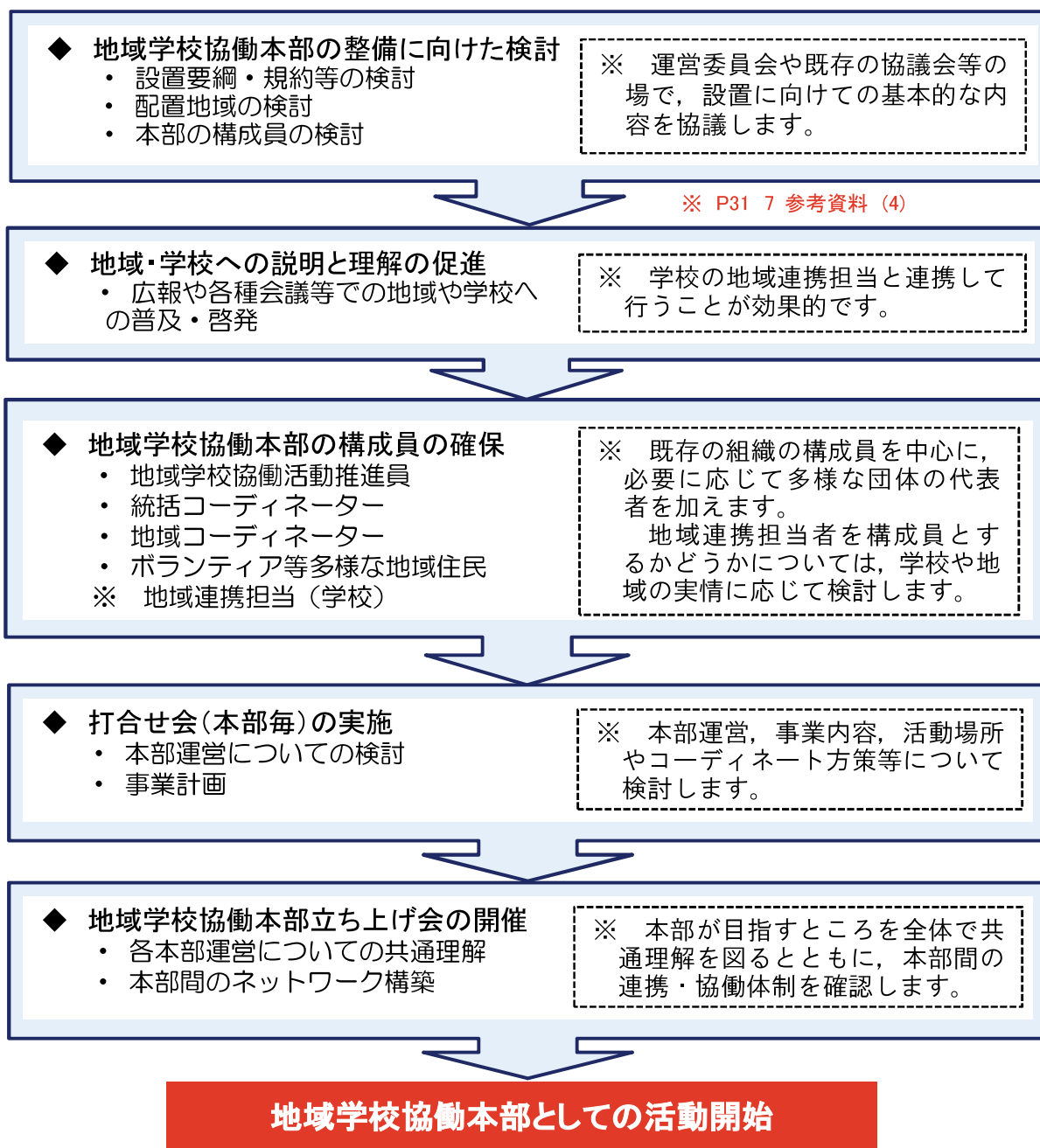
(2) 地域学校協働本部の立ち上げ

① 市町村全体として、組織的に立ち上げる場合

地域学校協働本部については、各市町村の実情に応じて、組織編成や構成員を工夫しながら立ち上げていくことになりますが、市町村の教育施策の方針として組織的に立ち上げる場合には、次のようなプロセスが考えられます。

基本的には、**市町村教育委員会が主体**となり、**運営委員会等で方向性を検討**しながら計画的に進めます。

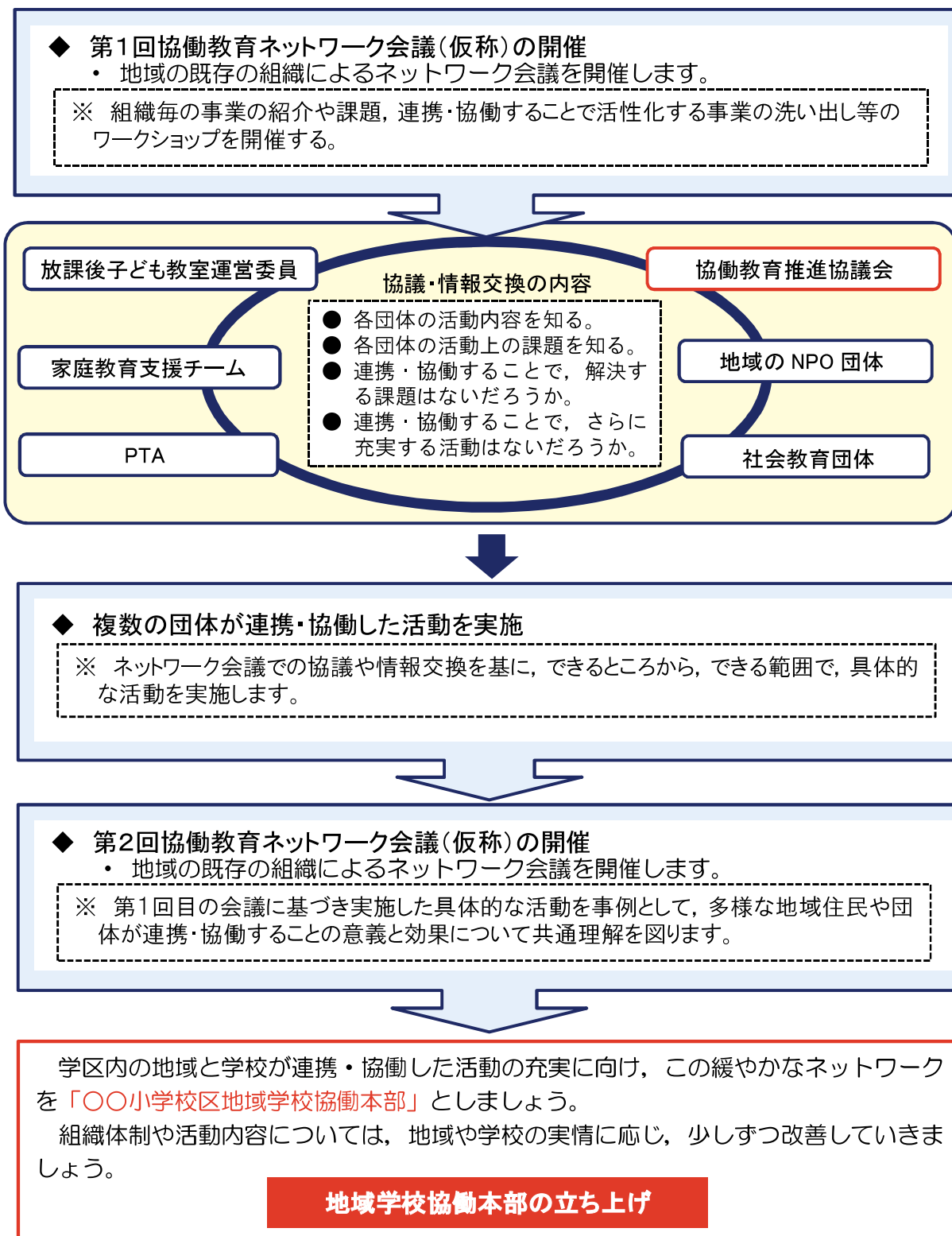
立ち上げのプロセス(例ーその1)



② 既存の組織を基盤として、徐々に移行する場合

これまで各地域において継続されてきた活動や組織を生かしながら、できるところから、できる範囲で、**徐々に地域学校協働本部へと移行**していく方法も考えられます。

立ち上げのプロセス(例一その2)



(3) 地域学校協働本部の核となる構成員について

統括コーディネーターや地域コーディネーター、必要に応じて地域連携担当が、地域学校協働本部の核となります。

また、経験が豊富なコーディネーターや地域学校協働活動の推進役としてふさわしい方を地域学校協働活動推進員として委嘱することもできます。それぞれの立場や担う役割等を理解しながら、地域の実情に応じて配置を進めましょう。

◆ 地域学校協働活動推進員

社会教育法が改正され、**教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できる**こととされました。 ※ P32 7 参考資料 (5) P34 8 参考情報 (1)

文部科学省の「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」では、その役割や資質・能力、候補となる人材について、次のように示しています。

地域学校協働活動の効果的な推進を図るため、各市町村教育委員会において、地域学校協働活動推進員の委嘱を積極的に進める必要があります。

地域学校協働活動推進員の役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方
- 地域学校協働活動への深い関心と理解がある方
- 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している方
- 学校の実情や教育方針への理解がある方
- 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力のある方
- 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている方 等

地域学校協働活動推進員の候補となる人材

- これまでのコーディネーターやその経験者
- 地域と学校の連携・協働した活動に地域ボランティアとして活動している方
- PTAの役員、PTA活動の経験者
- 退職した校長や教職員
- 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO団体等の関係者 等

【地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引（文部科学省）】

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/H29kikaku/H29chiikigakkoukyoudoukatudousuisinninnisyokunotebiki.pdf>

◆ 統括コーディネーター

複数いる地域コーディネーターを統括し、支援や助言しながら、地域の実情に応じた**地域学校協働活動を推進する全体的な調整役**です。

役割としては、次のような内容が考えられます。

統括コーディネーターの役割

- 地域全体の地域学校協働活動等の企画・調整
- 地域コーディネーター同士のネットワークづくり
- 地域コーディネーターの発掘・人材確保
- 地域コーディネーターの資質向上を図る研修
- 地域学校協働活動に関する事例の収集・情報提供
- 各地域の地域学校協働活動の充実・活性化に向けた働き掛け

◆ 地域コーディネーター

学校単位、あるいは中学校区単位に配置され、実際に**活動をコーディネート**する役割を担います。

学校のニーズや地域住民の思いを拾い集め、地域住民の参画を得ながら活動へと結び付けます。

役割としては、次のような内容が考えられます。

地域コーディネーターの役割

- ニーズや思いの把握
 - ・ 地域での各種会合や活動、イベント等への参加を通じた地域住民の声の拾い集め
 - ・ 定期的な学校訪問及び、地域連携担当との情報交換
- ニーズの調整及びマッチング、活動実践
 - ・ 学校からのニーズ調整及び学校や地域へのボランティアの紹介
 - ・ 活動実施に向けての地域連携担当等との打合せ
 - ・ ボランティアからの思いを具現化した活動実践
- 活動に関わる情報の収集・発信
 - ・ 教職員や保護者・地域への活動の様子の発信
 - ・ 教職員や保護者への行政や企業、NPO等が主催する地域イベント情報の発信
 - ・ ボランティア等、活動に参画する思いのある地域住民の発掘
 - ・ 活動に参画する思いのある地域団体とのネットワーク構築
- 活動等の提案
 - ・ 幅広い地域住民が参画できる活動の企画・提案
 - ・ 地域と学校がつながることで成果が期待できる活動の洗い出しと提案

活動の推進に当たっては、コーディネーターさんが大きな役割を担っています。



◆ 地域連携担当（学校）

地域連携担当は、学校において地域学校協働活動を推進します。**地域学校協働本部と連携する学校側の窓口**となりますが、場合によっては、地域学校協働本部の構成員に含めることも考えられます。

推進に当たっては、教頭と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むことが必要です。

地域連携担当の職務（例）

- 地域と連携・協働した教育活動の総合調整
 - ・ 計画の作成及び改善（目標・活動計画等） ※ P29 7 参考資料（2）
 - ・ 年間指導計画への位置付け
 - ・ 地域と学校の連携・協働についての校内研修の企画・運営
- 連絡・調整や情報収集・発信
 - ・ 学校からの地域との連携・協働に関する情報発信と地域の情報収集
 - ・ 地域との連携・協働に関する研修会への参加と校内における伝講
 - ・ コーディネーターとの連絡・調整
 - ・ 地域団体やボランティア等との連絡・調整
 - ・ 教育事務所・市町村教育委員会・公民館等との連絡窓口
- 地域と連携・協働した教育活動の実践と評価
 - ・ 校内での効果的な活動に向けた支援
 - ・ 学校から地域に向けた活動への支援
 - ・ 計画や活動内容等についての評価と次年度に向けた改善

〈地域と連携・協働を進めるためのポイント〉

- ★ **本当に必要なニーズ**を集約しましょう。
- ★ **「よかった」「またお願いしたい」という活動や支援**を集約しましょう。
- ★ 効率的・効果的な連絡・調整方法を工夫しましょう。
 - ・ 依頼書の工夫
 - ・ ボランティア掲示板の活用
- ★ **コーディネーターさんとの良好な関係づくり**に努めましょう。
- ★ 校内にボランティアさん等の地域住民が交流できる場やコーディネーターの活動場所を確保しましょう。
- ★ 他の学校の地域連携担当や教育事務所・市町村教育委員会の社会教育主事と密接に連携しましょう。頼りになります。
- ★ 地域との連携・協働の意義や必要性、目的を全職員で共有しましょう。
 - ・ 何のために地域とつながるのか。
 - ・ 子供たちや地域にとってどんな効果があるのか。



話し合う内容がたくさんあってとても全部できそうにないわ。



できるところから、少しずつ取り組むことでいいそうだよ。

4 地域学校協働活動への発展に向けて

各市町村においては、これまでも地域と学校が連携・協働しながら、様々な取組を積み上げてきました。

その取組を継続しつつ、地域や学校の実情に応じ、下記の**3つのポイント**を踏まえ、**活動の内容を改善**していくことで、地域学校協働活動へと発展していきます。

地域学校協働活動のポイント

- 目標やビジョンの共有
- 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ
- 個別の活動から総合化・ネットワーク化

(1) 目標やビジョンの共有

目標やビジョンを地域と学校が共有することの意味は、**教育責任を双方で分担**するということです。

これまでは、学校の教育目標や学習の目標を具現化するために、地域の方々の力を活用するというスタンスでの支援が主でした。

目標やビジョンを共有することで、地域住民も、**子供たちの成長を支える当事者として主体的に関わる**ようになります。

このことを意識しながら、活動に向けた会議や打合せの内容を工夫しましょう。

宮城県としての共通の目標は、「**協働力**」の育成

- 主体的に考える態度
- 他者を理解する態度
- コミュニケーション力
- 協調的な問題解決力
- 参画意欲

※ P38 8 参考情報 (5)

実践例 ① 地域と学校の連携・協働に向けたワークショップの開催

年度当初に、教職員とコーディネーター及びボランティアの代表を主な参加者としたワークショップを開催する。

※ P28 7 参考資料 (1)

〈ワークショップの流れ〉

- ・ 学校や子供、地域の課題を共有する。
- ・ どんな子供たちを育てたいか、どんな地域づくりを目指すか。
- ・ 地域は学校にどんなことができるか、どんなことがしたいか。
- ・ 学校は地域に対してどんなことができるか。
- ・ これからいっしょにできることはないか。

※ 学校の地域連携担当がファシリテーター役となり、教員とコーディネーターやボランティアが自由に意見を交換できる場をつくる。

学校や地域の課題、子供たちの成長に向けての共通の目標を広く周知

課題や目標を踏まえて、各活動を改善

課題や目標を反映した活動の実施

実践例② 放課後子ども教室の活動計画立案

学校の思いと教室に関わるスタッフの思いをつなぎ合わせて、放課後子ども教室の活動計画を立案する。

〈コーディネーターが聞き取った「学校側の思い」〉 〈コーディネーターが聞き取った「スタッフの思い」〉

- ・ やさしい子
- ・ 誰とでも仲良く遊べる子
- ・ 地域を愛する子
- ・ 地域でしっかりあいさつできる子
- ・ 整理整頓がしっかりできる子

- ・ 思いやりのある子
- ・ 学力の向上
- ・ ゲーム以外の多様な体験
- ・ 元気にあいさつできる子
- ・ 自分の言葉でしっかり話せる子

〈教室スタッフで活動方針を決める〉

- 教室の始まりと終わりのあいさつをしっかりさせます。
- 靴並べや荷物の整理整頓をしっかりさせます。
- 学校の宿題や自主学習に集中して取り組ませます。
- 地域の方を講師に、地域ならではの多様な体験活動を実施します。
- 友だちと協力して取り組む活動を積極的に取り入れます。
- 異年齢のグループ活動を積極的に取り入れます。
- 活動の終わりには、必ず感想を発表させます。

活動方針を踏まえ、活動計画を立案

学校と放課後子ども教室が同じ方向性で子供たちを育成

実践例③ 学校支援ボランティア打合せ簿の改善による目標の共有

学校側が子供たちに身に付けさせたい力を記入し、コーディネーター等がそれを受けて、支援に当たって留意すべき点等を記入するといった形式に改善することで、目指す子供の姿や学習の目標を共有する。

※ P30 7 参考資料 (3)

〈これまでの打合せ簿〉

学校支援ボランティア打合せ簿	
支援日	平成29年9月8日
支援時間	3校時 10:45～11:30
支援対象	5年1組(24名)
支援場所	5年1組教室
支援内容	家庭科の学習支援 ミシン針のつけ方、はずし方、 直線縫いの練習の補助
支援者	4名 ○○○○・○○○○ ○○○○・○○○○
役割分担	班毎に1名の支援者 1班 ○○○○ 2班 ○○○○ 3班 ○○○○ 4班 ○○○○

学校側が記入

学校側の目標を受け、コーディネーターがボランティアと相談しながら記入

〈改善する打合せ簿〉

学校支援ボランティア打合せ簿	
支援日	平成29年9月8日
支援時間	3校時 10:45～11:30
支援対象	5年1組(24名)
支援場所	5年1組教室
支援内容	家庭科の学習支援 ミシン針のつけ方、はずし方、 直線縫いの練習の補助
身に付けさせたい力	・ミシン針をつけたら、はずしたりできる。 ・ミシンでの直線縫いができる。
支援に当たって	・子供たちにできるだけ自力解決させる。 ・手を添えるなどの支援はできるだけ最小限にし、子供たちの作業を認め、励ます。
支援者	4名 ○○○○・○○○○ ○○○○・○○○○
役割分担	班毎に1名の支援者 1班 ○○○○ 2班 ○○○○ 3班 ○○○○ 4班 ○○○○

子供たちに身に付けさせたい力を共有した支援

(2) 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ

地域住民が学校の教育活動を支援するという一方向の支援活動で終わらせるのではなく、**子供たちから地域等への支援**という方向の活動へと発展させることで、地域学校協働活動の視点となる双方向の「連携・協働」の取組につながります。

さらに、地域課題の解決に向けた活動において、**「子供たちの力を生かす」、「子供たちを参画させる」といった視点で改善**を図ることで、これからの地域づくりの担い手としての子供たちの育成につながります。

実践例 ① 学校支援の成果を地域に還元

ボランティアの学習支援による子供たちの学びの成果を、学校内だけに留めず、積極的に地域へ発信する。

〈地域から学校へ〉

総合的な学習の時間において、地域のボランティアが子供たちに地元の踊りを指導し、子供たちが学芸会で発表

〈学校から地域へ〉

学芸会の発表で自信を付けた子供たちが、地域を元気にしたいとの思いから、地域のお祭りで踊りを披露

子供たちの地域活動への参画促進

実践例 ② 読み聞かせ子供ボランティア(子供たちが支援者に)

子供たちが支援者として、地域の多様な場面で活動を実施する。

読書週間の際に、図書委員会の子供たちに対して、読み聞かせボランティアの方々が読み聞かせの指導を実施

図書委員会の子供たちは、指導されたことを生かして、低学年の教室で読み聞かせの活動を実施

図書委員会の子供たちが、読み聞かせ子供ボランティアとして、隣接する保育所等で読み聞かせを実施

図書委員会の子供たちが、社会教育施設(図書館等)で実施される「読み聞かせ会」に参加し、地域の方々に読み聞かせを披露

子供たちの地域貢献の促進、未来のボランティアの育成

実践例③ 学習の成果を共有

子供たちと地域住民、双方の学びの成果を、学校や社会教育施設を有効に活用して発信する。

公民館の絵手紙サークルの方々の作品を、学校の教育環境の整備の一環で、校舎廊下の掲示スペースに展示 → 地域住民：学習成果の発表の場

興味を持った子供たちを対象に、絵手紙サークルの方々が講師となり、子供絵手紙教室を夏休みに開催
→ 地域住民：学習成果を生かす場
→ 子供：地域住民との交流による学びの場

絵手紙教室で作成した子供たちの作品を、公民館の掲示スペースに展示し、地域住民から子供たちの作品へのコメントをいただく。 → 子供：学びに対する意欲付け

学びの成果の共有による地域のつながり

(3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化

「みやぎの協働教育」において、県内の各地域では、学校支援活動、家庭教育支援活動、地域活動、放課後子ども教室の運営等、地域住民の参画を得た多様な活動が実施されてきました。

これまでの活動をベースに、**個々の活動を組み合わせたり、活動に関わる人を交流させたりする**ことで、徐々に活動の総合化・ネットワーク化につながります。

実践例① 活動でつながる

実施されている効果的な活動や取組を、対象や場所の枠を超えて、効果が期待される場面に広げる。

〈学校教育支援で〉

読み聞かせボランティアが、毎週、低学年の教室で読み聞かせを実施

〈放課後子ども教室で〉

読み聞かせボランティアが、放課後子ども教室において読み聞かせを実施

〈子育て支援の場で〉

読み聞かせボランティアが、子育て支援活動における親子の交流の場で読み聞かせを実施

〈社会教育事業の場で〉

図書館事業において、読み聞かせボランティアが、地域の多様な方々を対象に読み聞かせ会を開催

活動の広がりによる関係機関や活動に関わる地域住民の新たなつながり